

日韓建設労組共同シンポジウム

9/27 韓国ソウル・国会議員会館で開催



● 韓国の国会議員4人が来賓あいさつ

9月27日、「日韓建設労組共同シンポジウム～国家による労働基本権の蹂躪とその法的問題点」が韓国ソウル市内の国会議員会館セミナー室で開かれた。韓国建設労組と全日本建設運輸連帯労働組合が共催。韓国と日本でおきた権力弾圧の実態とその問題点をあきらかにしてアジアと世界に発信する試みだ。

チョ・スンホ（韓国）、菊池進（日本）の両労組委員長のあいさつにつづき、チョン・ゾンドク（進歩党）、ソン・ソル（同）、ハン・チャンミン（社会民主党）の3人の国会議員が激励のあいさつ。両労組の事務局長、書記長が弾圧事件の経過と問題点を報告した。その後、日本側が4人、韓国側は3人の計7人の弁護士と研究者が問題提起を発表した。また、途中から参加したユン・ゾンオ議員（進歩党）のあいさつも受けた。（報告者と報告テーマの一覧は3ページ）

● 組織壊滅を企図して仕組まれた弾圧事件

パネルディスカッションは、報告者全員が登壇してそれぞれの問題提起について質疑応答する形式ですすめられた。

討論を通じてまず確認されたのは、韓国建設労組に対しユン大統領（当時）が率先して「建暴」と悪罵を投げつけ、日本ではレイシスト集団を使って「ゆすり・たかりのプロ集団」などとするフェイク動画を拡散してはじまった両国の弾圧は、労働組合運動に対するそれまでの弾圧事件とは異なって労働組合を金銭目的の反社会組織に見立てて組織壊滅を企図して仕組まれたものだという点だった。

● 産業別労働組合の活動について共同の検討、研究を

さらに、産業別労働運動を発展させていくために双方の法学者と法律家が協力して検討すべき課題が確認された。

第1は、弾圧の類型のひとつに、組合と事業者（事業者団体）とのあいだにの直接の雇用関係

がないことを理由にした事件がいくつもあ
ることについてだ。韓国では型枠大工、鉄
筋工など土木建築労働者の多くは特定の事
業者に雇用されてはならず半失業状態に置
かれている。建設労組は、建設プロジェクト
が計画されるたびに、ゼネコンなどに対
してその工事現場で必要となる労働者につ
いては組合員を雇用（採用）するよう要求
して団交を申し入れ、ときに工事現場の前



で集会をひらくなど団体行動をとってきた。この組合活動が「共同恐喝」「強要」とされ、刑事事件化されたのだった。政府は定式化された被害届のひな形を作ってゼネコンに提出するよう働きかけていた。日本では、地域の生コン価格の値崩れにつながる安売り業者を規制するために、工事現場の法令違反を調査、申告するコンプライアンス活動が「恐喝未遂」「威力業務妨害」とされ、暴力団員を使って組合活動を威嚇、牽制しようとした業者団体に説明と謝罪を求めた活動が「強要未遂」「威力業務妨害」とされた。いずれもその工事現場や業者団体に雇用される組合員がないことが正当な組合活動と認めない理由とされていた。幸いに両国とも次々に無罪判決が出されてはいるが、これら産業別労働組合の団体行動の正当性についての法的検討をさらに掘り下げていくことが必要だ。

●憲法で労働基本権保障が明文化されていても弾圧事件はおきた

第2は、日本でも韓国でも世界の労働運動が勝ち取ってきた労働基本権保障が憲法に明記され、刑事免責も明文化されている。それにもかかわらず労働組合を暴力的組織とみなして組織壊滅を企図した弾圧がまかり通ってきたことについてだ。たしかに労働組合の団体行動は圧力行為であり、外形的には脅迫とみなすことができるが、どこまでが刑事免責の範囲なのか深く検討されて来なかったのではなかろうか。おなじような弾圧事件が今後はおきないという保障はどこにもない。刑法と労働法が交差し、衝突する領域について両国の法律家と研究者が検討、研究を共有する必要があるし、そのための体制も考えるべきだ。

●競争法と労働法の衝突

第3は、独占禁止法が労働者性と団結権を否定する道具として使われた点についての検討だ。韓国では生コン、ダンプ、掘削機などの運転手は2000年代初頭の弾圧以降、車両や機械装備を自己所有する「個人事業主」（日本でいえば「持ち込み運転手」として扱われ、労働者性を否定されている（「特殊雇用職」）。その個人事業主が労働組合を作って賃金要求の団交を申し入れたり団体行動したことが独占禁止法上の「価格カルテル」や「取引共同拒絶」だとされ、高額な課徴金を課せられる事件がいくつもおきた。これを韓国固有の特異な事件とみなすべきではない。フリーランス、ギグワークなどで働く労働者の法的保護は世界的な課題となっているからだ。

●日韓共同声明を採択

午前10時開会のシンポジウムは、最後に参加者の総意で「共同声明」（3ページ）を採択して夕方17時半に閉会した。

【日韓建設労組共同シンポジウム 報告と発表】

- 報告 1 小谷野毅（全日本建設運輸連帯労働組合書記長）
「日本の労組弾圧の報告」
- 報告 2 カン・ハンス（全国建設労働組合事務処長）
「韓国の労組弾圧の報告」
- 発表 1 ユン・エリム（法学博士、労働者の権利研究所所長）
「特殊雇用・間接雇用の団体交渉権保障の争点～建設労組の事例を中心に」
- 発表 2 日本の刑事事件
久堀文（弁護士）
「和歌山広域協組事件の概要と無罪判決確定の意義」
片田真志（弁護士）
「京都事件の概要と一審無罪判決」
- 発表 3 クォン・ドウソップ（弁護士）
「韓国建設労組の雇用交渉に対する刑事弾圧」
- 発表 4 日本の労働法研究者の発表
藤木貴史（法政大学准教授）
「コンプライアンス活動事件」
吉田美喜夫
「関西生コン事件が提起する労働法学と労働運動の基本課題」
- 発表 5 チョン・ダウン（弁護士）
「労働組合に対する競争法の適用の問題」

【日韓共同声明】

強固な韓日連帯で弾圧を突破しよう！ 再び飛躍する労働組合を作ろう！

2001年、韓国で民主労総全国建設運送労働組合のストライキに対する政府と資本の激しい弾圧の中、海の向こうから日本の全日本建設運輸連帯労働組合（連帯労組）が国境を越えて連帯の手を差し伸べてきた。建設労組が創立された2007年以降も両国は建設・生コン産業の情報を共有し交流を続けてきた。しかし連帯は労働組合だけの共有物ではないようだ。両国の政府と資本はまるで一体であるかのように前例のない労組弾圧を行った。

日本では2018年「関西生コン事件」で弾圧が始まった。大阪広域生コン協同組合がそれまでの労使協調姿勢を一変させて労組排除方針を打ち出した。警察は労働組合活動を恐喝、強要と決めつけてのべ81名の組合員を逮捕し、最長644日間勾留した。検察は労働組合を「反社会勢力」と規定して組合員を起訴した。

日本での労組弾圧を学んできたのだろうか？ 韓国も2022年からユン・ソンニョル大統領が建設労組を「建設暴力団」と規定し弾圧を始めた。押収捜索が日常となり2,000余名の組合員が召喚されて調査を受け40余名が拘束された。このような弾圧でヤン・フェドン烈士はユン・ソ

ンニョルを政権の座から引きずり下ろしてくれという遺言を残して焚身した。

この弾圧の本質は全世界の労働運動が獲得してきた刑事免責を核心とする労働基本権保障に対して国家権力が挑戦したことであった。しかし労組活動が困難になったとはいえわれわれは決して屈服することはなかった。重罰で起訴された多くの事件で無罪が宣告され、疑いの目で労働組合を見ていた市民の世論も徐々に好意的に変わっている。何よりも残った組合員たちは団結して労働組合を守っており、両国の建設労働者すべてにとって労働組合は依然として希望となっている。

弾圧が厳しい時期にも両労組の交流は続いた。関西生コン事件を描いた映画「ここから」の上映会を両国でおこない、日本の自民党政権反対集会と韓国のユン・ソンニョル退陣集会に共に参加した。韓国では建設労働者たちを弾圧していたユン・ソンニョル政権が違法な戒厳と内乱扇動を行い労働者・市民の手によって弾劾された。冤罪で犯罪者となっていた建設労働者たちが赦免された。

両国で行われた労組弾圧はかえって韓国と日本の連帯をより強固にした。25年間続いてきた建設労働者たちの連帯がより大きな連帯を作る礎となった。再び飛躍する労働組合となるため、堂々たる建設労働者として立ち上がるため、両国の労働者たちが共に闘っていこう！

2025年9月27日

日韓共同シンポジウム参加者一同